

空家の改修費補助(子育て住まい型) ※賃貸目的用 個人向け

1 前提条件のチェック	はい	いいえ	不明
対象の空き家は、横浜市内の一戸建て住宅(兼用住宅を含む)かつ、1年以上使用されていない空き家です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
対象の空き家は自分(申請者)が所有しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
建築基準法に違反していない空き家です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定空家等に認定されていない空き家です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
S56年6月1日以降に建築(建築確認を得て着工)された空家です。 又は、S56年5月31日以前に建築された住宅ですが、耐震性を有しています。※1 又は、S56年5月31日以前に建築された住宅なので、耐震改修工事を行います。 (補助対象として耐震改修工事を申請する際は、木造在来軸組構法の2階建て以下の住宅であること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
次の①②両方を満たす世帯を入居ができる世帯として限定します。 ①子育て世帯※2又は若年等世帯※3。 ②世帯を構成する人全員が市外から市内に転入する、 又は世帯分離により市内から転居する人であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
10年間、改修した空き家で上記を満たす入居者を募集します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
市税等を滞納しておらず、暴力団員ではありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/

※1 耐震診断(一般診断)を行っていることが必要

※2 申請時で18歳未満の子供がいる世帯、又は妊娠中の方がいる世帯

※3 申請時で夫婦合計の満年齢が80歳未満である世帯

2-1 申請書書類一式をチェック(改修費補助のみの場合)	チェック
交付申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
事業計画書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
申請者を確認できるもの (1) 申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
対象建築物であることが確認できるもの (1) 家屋の登記事項証明書等 (2) 空家の賃貸借又は取得の契約書 (3) 現況写真(外観、立地状況、工事個所がわかるもの) (4) 1年以上空家であることが確認できる書類(公共料金の閉栓日が分かる書類等)	<input type="checkbox"/>
対象工事の内容が確認できるもの (1) 補助対象経費の見積書 ※補助対象経費が100万円以上の場合は、市内事業者による入札、又は2者以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です。	<input type="checkbox"/>
耐震基準を満たしていることを証するもの (1) 建築確認通知書(確認済証)の写し、耐震診断書の写し等	<input type="checkbox"/>
誓約書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
不足の書類がある場合はその理由:	

2-2 申請書書類一式をチェック(耐震改修工事も行う場合)	チェック
交付申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
事業計画書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
申請者であることが確認できるもの (1) 申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
対象建築物であることが確認できるもの (1) 家屋の登記事項証明書等 (2) 空家の賃貸借又は取得の契約書 (3) 現況写真(外観、立地状況、工事個所がわかるもの) (4) 1年以上空家であることが確認できる書類(公共料金の閉栓日が分かる書類等)	<input type="checkbox"/>
対象工事の内容が確認できるもの (1) 改修工事の見積書 (2) プランニングシート(参考様式有) (3) 耐震改修工事仕様一覧表(参考様式有) (4) 現地調査シート(参考様式有) (5) 耐震診断の計算書(現況・計画) ※補助対象経費が100万円以上の場合は、市内事業者による入札、又は2者以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です。 ※耐震改修工事の設計者及び施工者は、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」に登録されている事業者である必要があります。	<input type="checkbox"/>
誓約書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
不足の書類がある場合はその理由:	